

温泉の保護と利用に関する懇談会（第4回）議事要旨

1. 日 時：平成16年1月29日（木）14：00～16：30
2. 場 所：環境省第1会議室
3. 出席委員：渡辺 修（座長）、大野英市、高橋 保、竹村節子、中村 昭、
原田純孝、広庭忠雄、深澤喜延、山村順次、渡辺政治
4. 議事
 - (1)委員からの報告と討議
 - (2)都道府県アンケート調査の結果について
 - (3)その他なお、会議は公開で行われた。

5. 議事要旨

(1)委員からの報告と討議

中村委員から、温泉の適応症に関し、一般に温泉成分による効能への期待が大きいが、成分と効果との関係がきちんと証明されたものは意外と少なく、温泉治療の効果が比較的明確な場合（皮膚疾患の入浴、消化器疾患の飲泉、循環障害の炭酸泉浴など）でも医師の管理のもとに行うべきこと、非特異的効果では温熱効果が主なものであること、温泉療法とは、温泉地において温泉を利用しつつ他の有効な治療法（物理療法、気候療法、運動療法、食事療法、薬物療法など）を総合して行うこと、すなわち温泉地療法と呼ぶべきものであること等の報告があり、委員間で討議したところ、次のような意見があった。

- ・温泉療養は一定期間を要するはずなのに、この温泉は に効くといったストレートな表示をするのは、問題があるのではないか。
- ・旅行者は、療養目的ではなく、楽しみのために温泉に行く。健康はレジャーの重要テーマであり、そのお湯がどのように健康にいいのか知りたいのだから、適応症の表示を制限すべきではない。むしろ温泉の特異的効果をよく調べて、情報提供すべきではないか。
- ・温泉成分による効果は経験や言い伝えに基づくものが多く、特異的効果として否定することはできないが、EBM（根拠に基づく医療）の基準で証明することも難しい。個別の温泉の適応症は、温泉療法医などの判断に従うのが望ましい。
- ・日本人は古来、温泉につかり湯治をしてきた。近代医学の基準で効くか効かないかといって、歴史的なかわりを否定し、表示などを制限することは危険ではないか。

原田委員から、温泉をめぐる要請等の多様化と問題領域の拡大、温泉法の内容と射程距離、制度見直しの可能性等について報告があり、委員間で討議したところ、次のような意見があった。

- ・温泉法は、温泉の保護と適正な利用のための制度であるが、温泉資源の有限性の顕在化、温泉管理の技術進展、観光・地域起こし資源、温泉利用者の温泉へのイメージと要求の豊富化といった要請の多様化を踏まえ、温泉行政や温泉法の対処の方向を検討すべきではないか。
- ・検討を要する課題としては、多様な要請から公益性が高まっている温泉資源の保護のため、温泉の掘削・くみ上げの量的な制限や利用配分を適正に制御することは可能か、一連の許可制（新規掘削、増掘・動力装置、利用）を有機的に関連づけて実施できないか等の点があるのではないか。
- ・これら検討に当たっては、現に対処していること、現行法（13年改正）のなかで対処できること、法の拡張を要することに分けて考えるべき。また、全国一律ではなく地域・自治体レベルで対応可能な仕組み作りをどうするか、法律で介入することによって逆に失われるものがないかも考慮する必要があるのではないか。

(2)都道府県アンケート調査の結果について

事務局から、温泉の保護と利用に関する都道府県アンケート調査結果の報告があり、委員間で討議したところ、次のような意見があった。

- ・調査項目1, 2（深度別の新規掘削、源泉変化）に関し、得られたデータでは1000m以深の源泉で変化率が相対的に高いとはいえ、1000m以深のものが特別に問題だとまでいうことはできず、もう少し精査・検討が必要ではないか。
- ・調査項目3（宿泊利用に対する日帰り利用者の動向）に関し、Bの3県で日帰り利用者の増加が大きい理由を、日帰り専用施設数との関係で調べられないか。
- ・都道府県の要望事項については、今度の懇談会の検討で参考にし、適宜取り上げていきたい。

(3)その他

今後の懇談会の予定は、次のとおりとされた。

- ・第5回 3月19日（金）14:00～ 関係方面からのヒアリング
- ・第6回 4月 9日（金）14:00～ 課題に関する議論